

佐賀県特用林産物生産基盤整備事業実施要領

〔林業第 010197 号〕
〔平成 20 年 5 月 19 日〕

改正 平成 22 年 3 月 31 日林業第 011133 号
改正 平成 24 年 7 月 2 日林業第 520 号
改正 平成 25 年 6 月 14 日林業第 629 号
改正 平成 27 年 4 月 17 日林業第 163 号
改正 平成 28 年 5 月 12 日林業第 602 号
改正 平成 29 年 4 月 5 日林業第 19 号
改正 平成 30 年 4 月 11 日林業第 144 号
改正 令和 3 年 4 月 1 日林業第 2280 号
改正 令和 4 年 4 月 11 日林業第 102 号

第 1 趣旨

本県の特用林産物は、農山村地域における農林業経営に合理的に組み入れられ、貴重な収入源として生産者の経営安定に寄与し、定住の促進や森林の適切な管理及び地域の産業や文化の活性化に重要な役割を果たしている。

しかしながら、生産者の高齢化の進行をはじめ、輸入品の増大等により価格が低迷し、依然として厳しい状況にある。

今後、特用林産物の生産振興及び生産者の経営安定を図り、地産地消及び消費者への安定供給を推進するため、本事業において、特用林産物生産に必要な機械・施設等の整備及び生産モデル林整備並びに販売促進・普及啓発活動に対し支援する。

第 2 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 箇年とする。

第 3 事業の内容等

事業実施主体が実施しようとする、特用林産物生産に必要な機械・施設等に必要な経費に対し助成する。

なお、本事業の事業種目、事業実施主体、採択要件は、別表に掲げるとおりとする。

第 4 事業実施の手続き

- 1 本事業を実施しようとする事業実施主体は、事業実施計画書を様式第 1 号により作成し、市町長に提出するものとする。
- 2 市町長は、1 の本文に基づき事業実施計画書の提出があった場合には、事業実施主体が作成する事業実施計画について必要な指導及び調整を行うとともに、様式第 2 号により知事に提出するものとする。
- 3 知事は、市町長から提出された事業実施計画の内容を審査し、適当と認めたときは、その承認を行うものとする。
- 4 市町長は、事業実施主体から提出された事業実施計画の内容を審査し、適当と認めたときは、知事の承認を受けた後、その承認を行うものとする。

5 次に掲げる事業実施計画の重要な変更については、変更実施計画書(別記様式1-1)を作成し、佐賀県特用林産物生産基盤整備事業費補助金交付要綱第4条第2項に係る変更承認申請書に添付するものとする。

ア 事業内容の変更(事業費の30%を超える増減を伴う変更又は補助金の増減を伴う変更)又は廃止

イ 事業実施主体の変更

第5 事業主体

1 別表に掲げる事業を実施しようとする者は、自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 事業実施主体は、前項の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

第6 助 成

県は、毎年度、予算の範囲内において、別に定めるところにより補助するものとする。

第7 事業実施状況の報告等

1 事業実施主体は、本事業により整備した機械・施設等について、事業完了年度から5箇年間の利用状況報告書を様式第3号により作成し、毎年度4月末日までに市町長へ報告するものとする。

なお、事業完了年度の翌年度については、財産・施工管理台帳及び整備した機械・施設等の写真を整理し、合わせて報告するものとする。

2 市町長は、事業実施主体から提出された利用状況報告書を取りまとめのうえ、様式第4号により毎年度5月末日までに知事へ報告するものとする。

3 市町長は、1の本文に基づき提出された利用状況報告の内容について、必要に応じて事業実施主体に改善指導を行うとともに、事業の目標に対して立ち遅れている場合(3箇年連続して利用率が70%未満)には、改善計画を策定するなど目標達成に向けた必要な措置を講じることとする。

4 県は、必要に応じ、市町及び事業実施主体に対し、本事業により整備した機械・施設等の利用状況等について検査及び状況把握等を実施することができる。

第8 事業の着工等

事業の着手は、補助金の交付決定に基づき行うものとする。

第 9 事業の成工確認及び書類の審査等

1 成工確認

- (1) 市町長は、間接補助事業者の事業が完了したときは、成工の確認を行うものとする。
なお、概算払請求に当たっては、補助事業者は原則として現地確認を行うものとする。
また、農林事務所長は市町長から要請があった場合には、市町長が適切かつ効率的な確認が実施できるよう市町の確認に立会し、指導・助言を行うものとする。
- (2) 市町長は、成工の確認が完了したときは、実績報告書に次の掲げる書類を添えて所轄農林事務所長に提出するものとする。

- ア 成工確認復命書等の写し
- イ 契約書、見積書等の写し
- ウ 成工確認状況写真
- エ 図面等

2 書類の審査等

- (1) 農林事務所長は、市町長から実績報告書が提出されたときは、書類の審査（必要に応じて現地調査）を行うものとする。
なお、完成写真等により事業の竣工が確認できる場合は、その確認をもって現地調査を省略できるものとする。

第 10 書類の提出

この要領に基づき提出する書類は、県要綱第 8 条のただし書きの書類を除き、所轄農林事務所を経由することとし、その提出部数は 1 部とする。

第 11 管理運営

- 1 事業実施主体は、本事業により整備した機械・施設等を事業実施計画に従って適正に管理運営するものとし、本事業で整備したことがわかるよう表示をすること。
- 2 市町長は、事業実施主体が整備した機械・施設等を事業実施計画に従って適正に管理運営し、これにより事業の適正な推進が図られるよう指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握を行うものとする。

第 12 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については、農林水産部長が別に定めるものとする。

別表

事業種目	事業実施主体	採択要件
① きのこ生産施設整備 【補助対象経費】 ・乾しいたけ専用乾燥機及びその附帯施設 ・林内運搬車 ・包装機 ・散水装置 ・スライサー ・選別機 ・管理道整備資材 ・誘蛾燈 ・ビニールハウス ・その他 ② 特用林産物生産モデル林整備 【補助対象経費】 (たけのこ生産モデル林) ・不良竹林改良整備 (不良木竹の伐採整理、支障物除去、施肥) ・管理道作設、補修 ・獣害防止柵 ・その他 (さかき等生産モデル林) ・苗木の育成、新植、補植 ・保育等 ・管理道作設、補修 ・その他 ③ 特用林産物販売促進・普及啓発活動 【補助対象経費】 ・販売促進に係る PR 資料等の整備 ・消費者等に対する見学会及び講習会等の開催	① 農業協同組合 ② 森林組合 ③ 特用林産物生産者で組織する団体(但し、2戸以上の特用林産物生産者で構成される団体で、規約等を有していること、又は策定予定であること)	① 施設等の規模・構造が利用計画・受益の範囲等からみて適切なもの ② 特用林産物生産者で組織する団体は、次に掲げる作業を2作業以上、共同で実施すること。 (しいたけ等きのこ生産) (ア) しいたけ原木の伐採・搬出 (イ) 植菌 (ウ) ほだ木の運搬 (エ) ほだ場整備 (オ) 収穫 (カ) 出荷 (キ) 乾燥 (ク) 選別・調整 (ケ) その他のしいたけ等きのこ生産に係わる作業 (たけのこ生産モデル林) (ア) 不良木竹の伐採整理 (イ) 支障物除去 (ウ) 施肥 (エ) 管理道作設、補修 (オ) 獣害防止柵 (カ) その他のたけのこ生産に係わる作業 (さかき等生産モデル林) (ア) 地拵え (イ) 苗木の育成(挿し木) (ウ) 植栽、補植 (エ) 保育(下刈、施肥、整枝・せん定、病虫害防除等) (オ) 管理道作設、補修 (カ) その他のさかき等生産に係わる作業 ③ 国の補助事業により、整備・導入できないこと。 ④ 業種目特用林産物生産モデル林整備の事業規模は、1施行地につき概ね0.1ha以上とすること。 ⑤ 販売促進・普及啓発活動の対象経費の詳細は以下の内容とする (ア) 謝金(講師等謝金) (イ) 旅費(講師等旅費) (ウ) 需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料及び修繕費) (エ) 役務費(通信運搬費) (オ) 使用料及び賃借料(機械、車両、施設、資機材の借上げ等)

(様式第 1 号)

番 号
年 月 日

市町長 様

事業実施主体名及び代表者名

年度佐賀県特用林産物生産基盤整備事業実施計画の承認申請について

佐賀県特用林産物生産基盤整備事業実施要領第 4 の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

(注) 別記様式 1 - 1 実施計画書を添付すること。

(様式第 2 号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

市 町 長 名

年度佐賀県特用林産物生産基盤整備事業実施計画の承認申請について

佐賀県特用林産物生産基盤整備事業実施要領第 4 の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

(注) 別記様式 1－1 実施計画書を添付すること。

年度佐賀県特用林産物生産基盤整備事業（変更）実施計画書

市 町 名		組合規約等の有無と設立年月 (特用林産物生産者で組織する団体の場合)	(年 月)
事業実施主体名 (代表者氏名)	()	受益生産者戸数	戸

1 事業の目的と期待される効果

--

2 事業計画

事業種目	実施箇所	機械・施設名 又は工種	構造、 規格、 能力等	事 業 量	導入時期又は 施工期間	総事業費	負担区分			備 考
							県補助金	市町費	そ の 他	
					年 月 (～ 年 月)	円	円	円	円	
計										

- (注1) 組合規約等の有無と設立年月日において、未設立の団体の場合は、設立予定年月を記入する。
- (注2) 事業の目的と期待される効果には、数値目標等により具体的に記入する。
- (注3) 事業種目欄は、佐賀県特用林産物生産基盤整備事業費補助金交付要綱の別表により記載する。
- (注4) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「減額した金額〇〇〇〇円（県補助金相当）」を、
同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
〔減額した金額＝消費税額×（県補助金／総事業費（消費税抜き）額＝実質補助率：小数点6桁以下切捨て）〕
- ただし、総事業費が補助対象事業費（いずれも消費税抜き）を上回っている場合には、補助対象事業費により計算する。
- (注5) 変更の場合は変更前と変更後とが比較できるよう二段書き（変更前を上段に括弧書き、変更後を下段）で記載すること。

別記様式 1－1 付表 1－1（事業種目：きのこ生産施設整備用）

3 事業実施主体の生産計画及び受益生産者の概要（しいたけ生産）

受益生産者氏名	年齢	受益ほだ木 本数	区 分	ほだ木所有箇所・本数		しいたけ生産量		主な出荷先 (市場名等)	所有機械・施設名 (数量)	備 考
				箇所数	本数	生しいたけ	乾しいたけ			
1		千本	現状	箇所	千本	k g				
			目標							
2			現状							
			目標							
3			現状							
			目標							
4			現状							
			目標							
5			現状							
			目標							
6			現状							
			目標							
7			現状							
			目標							
8			現状							
			目標							
9			現状							
			目標							
10			現状							
			目標							
事業実施主体の生産計画 (合計)			現状 ()						—	
			目標 ()							

(注 1) ほだ木所有箇所・本数については、春に植菌して 1 年経過していないほだ木を 1 年目として、4 年目のほだ木までカウントする。

(注 2) 現状は前年度の、目標は 5 年後のほだ木本数を記入する。(例：現状 (H24)、目標 (H28))

(注 3) 所有機械・施設名に記入対象となる機械・施設は、林内運搬車、乾燥機、かん水施設、植菌機、選別機とする。数量は () 書きで記入し、共同利用の場合は 5 戸共同であれば、1/5 台と記入し、補助事業で導入したものであれば、導入年度と国庫事業、県単事業等の別を記入する。

4 共同作業の内容

--

(注1) 要領別表の採択要件に掲げる作業名及び時期（月）を記入すること。
(注2) 導入する機械・施設に係る作業を1以上実施すること。

5 既存所有機械・施設との関連

--

(注1) 3に記入した所有機械・施設名と当該計画において導入する機械・施設で同様のものがある場合、利用計画や受益範囲等の関連について図示するなどして記入すること。

6 添付資料

- (1) 事業費が明らかとなるもの（2者以上の見積書等）
- (2) 機械・施設の構造、能力等が明らかとなるもの（設計書、図面、カタログ等）
- (3) 事業実施主体の規約（農業協同組合、森林組合が事業実施主体の場合は不要）
- (4) 機械・施設の管理運営規定又は利用規程（案でも可。利用料金等の記載があること。）
- (5) 事業での受益地区及び機械の保管場所の位置図（農業協同組合及び森林組合の所有する施設に保管・設置する場合は、当該施設が国庫・県単事業により取得した施設のうち、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定める処分制限期間内の施設でないこと。）
- (6) 補助残に対する資金計画
- (7) 別紙誓約書
- (8) その他必要な資料

別記様式 1－1 付表 1－2（事業種目：きのこ生産施設整備用）

3 事業実施主体の生産計画及び受益生産者の概要（生産）

受益生産者氏名	年齢	区 分	施設数・菌床個数		生産量	主な出荷先 (市場名等)	所有機械・施設名 (数量)	備 考
			施設数	本数				
1		現状	箇所	個	k g			
		目標						
2		現状						
		目標						
3		現状						
		目標						
4		現状						
		目標						
5		現状						
		目標						
6		現状						
		目標						
7		現状						
		目標						
8		現状						
		目標						
9		現状						
		目標						
10		現状						
		目標						
事業実施主体の生産計画 (合計)		現状 ()					—	
		目標 ()						

(注1) 現状は前年度の、目標は5年後の数量を記入する。(例：現状 (H26)、目標 (H31))

4	共同作業の内容	(注1) 要領別表の採択要件に掲げる作業名及び時期（月）を記入すること。 (注2) 導入する機械・施設に係る作業を1以上実施すること。
5	既存所有機械・施設との関連	(注1) 3に記入した所有機械・施設名と当該計画において導入する機械・施設で同様のものがある場合、利用計画や受益範囲等の関連について図示するなどして記入すること。
6	添付資料	(1) 事業費が明らかとなるもの（2者以上の見積書等） (2) 機械・施設の構造、能力等が明らかとなるもの（設計書、図面、カタログ等） (3) 事業実施主体の規約（農業協同組合、森林組合が事業実施主体の場合は不要） (4) 機械・施設の管理運営規定又は利用規程（案でも可。利用料金等の記載があること。） (5) 事業での受益地区及び機械の保管場所の位置図（農業協同組合及び森林組合の所有する施設に保管・設置する場合は、当該施設が国庫・県庫事業により取得した施設のうち、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定める処分制限期間内の施設でないこと。） (6) 補助残に対する資金計画 (7) 別紙誓約書 (8) その他必要な資料

別記様式 1－1 付表 2－1（事業種目：たけのこ生産モデル林整備用）

3 親竹仕立て本数年度計画

施工地名：

単位：本/ha

親竹現況本数	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	目標本数
本	本	本	本	本	本	本
目標本数設定理由：						

4 構成員名簿（受益者名簿）及びたけのこ生産計画

事業実施主体名	氏名	現状	目標	備考
		k g	k g	代表
事業実施主体の生産計画 （合計）				

（注 1）事業実施主体が農業協同組合及び森林組合の場合は代表者のみ記入する。

5 共同作業の内容

--

（注 1）要領別表の採択要件に掲げる作業名及び時期（月）を記入すること。

6 事業費明細表

工種	規格	数量	単位	単価	金額	備考
				円	円	
計 消費税 合計						

（注 1）工種欄は要領別表の補助対象経費を参考に記入すること。

7 添付資料

- （1）事業費が明らかとなるもの（2 者以上の見積書等）
- （2）事業実施主体の規約（農業協同組合、森林組合が事業実施主体の場合は不要）
- （3）モデル林整備後の管理運営規程（案でも可）
- （4）計画箇所位置図
- （5）補助残に対する資金計画
- （6）別紙誓約書
- （7）その他必要な資料

3 構成員名簿（受益者名簿）及びさかき等生産計画

事業実施主体名	氏名	現状	目標	備考
		束	束	代表
事業実施主体の生産計画 （合計）				

（注 1）事業実施主体が農業協同組合及び森林組合の場合は代表者のみ記入する。

4 共同作業の内容

--

（注 1）要領別表の採択要件に掲げる作業名及び時期（月）を記入すること。

5 事業費明細表

工種	規格	数量	単位	単価	金額	備考
				円	円	
計						
消費税						
合計						

（注 1）工種欄は要領別表の補助対象経費を参考に記入すること。

6 添付資料

- （1）事業費が明らかとなるもの（2 者以上の見積書等）
- （2）事業実施主体の規約（農業協同組合、森林組合が事業実施主体の場合は不要）
- （3）モデル林整備後の管理運営規程（案でも可）
- （4）計画箇所位置図
- （5）補助残に対する資金計画
- （6）別紙誓約書
- （7）その他必要な資料

3 構成員名簿（受益者名簿）

事業実施主体名	氏名	備考
		代表

（注 1）事業実施主体が農業協同組合及び森林組合の場合は代表者のみ記入する。

4 計画の内容（PR資材等の整備、見学会・講習会等の開催）

--

（注 1）時期、場所、実施内容、規模（人数等）等を記入すること。

5 目標設定

項目	現状	目標	単位	備考
販路数			件	
生産量			kg,束等	

（注 1）計画内容に伴った項目を選択し、目標値を設定すること。

6 事業費明細表

事業種目	経費名称	数量	単位	単価(円)	金額(円)	備考
特用林産物販売 促進・普及啓発 活動						
合計						

（注 1）工種欄は要領別表の採択要件を参考に記入すること。

7 添付資料

- （1）事業費が明らかとなるもの（2 者以上の見積書等）
- （2）事業実施主体の規約（農業協同組合、森林組合が事業実施主体の場合は不要）
- （3）資材カタログや見学会・講習会等の開催要領（案でも可）
- （4）補助残に対する資金計画
- （5）別紙誓約書
- （6）その他必要な資料

(様式第 3 号)

番 号
年 月 日

市町長 様

事業実施主体名及び代表者名

年度佐賀県特用林産物生産基盤整備事業利用状況報告書について

佐賀県特用林産物生産基盤整備事業実施要領第 7 の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

(注) 別記様式 3 - 1 利用状況報告書を添付すること。

(様式第 4 号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

市 町 長 名

年度佐賀県特用林産物生産基盤整備事業利用状況報告書について

佐賀県特用林産物生産基盤整備事業実施要領第 7 の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

(注) 別記様式 3 - 1 利用状況報告書を添付すること。

利 用 状 況 報 告 書

報告年月（ 年 月）

事業実施年度	市町名	事業実施主体名 (代表者氏名)
		()

1 事業実施の状況

機械・施設名又は事業内容	構造、規格、能力等	事業量	総事業費			その他			備考
			円	円	円	円	円	円	

2 事業の効果

(事業実施計画書の1 事業の目的と期待される効果との整合性を図ること。その他特筆すべき効果がある場合は記入する。)									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

3 事業実施後の利用状況

事業実施年度 ()	受益生産者戸数		受益ほだ木本数等				きのこ生産量						たけのこ生産量		さかき等生産量		主な出荷先 (市場名等)	利川率	備考 (販路数)	
	計画時	実績	戸	計画時	実績		上段：受益本数 下段：全体箇所、本数	計画時	喰しいたけ		その他のこ		計画時	実績	計画時	実績				
					計画時	実績			計画時	実績	計画時	実績								
																				計画時
1年目 ()	—		—				現状： 箇所、千本 目標： 箇所、千本	—	計画時	実績	計画時	実績	—	—	—	—	—	—	—	
2年目 ()	—		—				箇所、 千本	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
3年目 ()	—		—				箇所、 千本	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
4年目 ()	—		—				箇所、 千本	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
目標年度 ()	—		—				箇所、 千本	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
(機械・施設利用率が3箇年連続して事業目標の70%未満の場合は、その理由及び改善方策等を記入する。)																				
改善方策等	理 由				改善開始時期															

4 事業実施主体の活動状況

総会等の開催時期及び内容		共同作業時期及び内容①	共同作業時期及び内容②	共同作業時期及び内容③	備考
年月日	内容				

5 その他（事業完了年度の翌年度の報告については、財産・施工管理台帳及び整備した機械・施設等の写真を数枚添付する。）

(様式第 5 号)

成 工 確 認 復 命 書

所属長 様

年 月 日に（事業実施主体名）の 年度佐賀県特用林産物生産基盤
整備事業の成工認定検査を実施しましたが、その結果は別添のとおりでした。

年 月 日

所属名：
確認者
職名
氏名

（注）別記様式 5－1、2、3 成工確認調書を添付すること。

(別記様式 5－1)

成 工 確 認 調 書

(1) 事業の概要

事業実施主体名		施行方法	
施行箇所		当初事業費 (当初請負額)	
事業内容及び 事業量		変更事業費 (変更請負額)	
事業費	円	着工年月日 (契約年月日)	
県補助金額	円	事業実施期間 (契約工期)	
市町補助金額	円	成工年月日 (成工確認年月日)	
事業実施主体 負担額	円	備 考	

(2) 確認関係者

確認者 所属・職・氏名		
立会者 所属・職・氏名		
事業実施主体 所属・職・氏名		

(3) 確認内容

- ① 設計及び工事並びに機械器具類の購入に関する事項
記入例:確認の結果、適正に実施されている。
- ② 備付帳簿類に関する事項 (別紙 1, 2 の関係書類について確認を行う)
記入例:別紙のとおり
- ③ 確認の所見その他
記入例:確認の結果、上記事業は適正に実施されており、成工と認める。

(別紙 1)

- 1 事業実施に関する議会（総会）の議事録
- 2 予算書及び決算書
- 3 会計関係書類
 - (1) 金銭又は現金出納簿
 - (2) 収入・支出整理簿
 - (3) 負担金（賦課金）明細・徴収原簿
- 4 証拠書類
見積書、請求書、入出金伝票、領収書、借用証書等
- 5 契約関係書類
入札願末書、請負（委託）契約書、施工写真（成果品）、工事打合せ簿、管理規程
（別紙 2 参照）等
- 6 台帳関係
財産・施工管理台帳等

(別紙2)

- 1 目的
- 2 施設の種類、構造、規模、形式等
- 3 設置場所
- 4 管理責任者
- 5 利用者（使用者）の範囲
- 6 利用方法（使用方法）に関する事項
- 7 利用料（使用料）に関する事項
- 8 施設の保全及び償却に関する事項
- 9 その他管理に必要な事項

(別記様式 5－2)

特用林産物生産基盤整備事業 ()生産モデル林整備 実行経費

事業実施主体：

単位：円

項 目		内 訳	計	備 考
直接経費	労務費			
	資材費			
	機械経費			
	その他			
	計			
共通仮説費	運搬費			
	準備費			
	安全費			
	測量設計費			
	その他			
	計			
間接費	現場監督費			
	社会保険料等			
	その他			
	計			
合計				

(注)

- 1 行は適宜加除する。
- 2 「資材費」は、苗木、肥料、燃料、消耗品等の購入費及びこれらの運賃等の費用
- 3 「労務費」は、作業に係る労務賃金
- 4 「機械経費」は、機械の使用に要する費用
- 5 「運搬費」は、機械器具・車両等の運搬及び現場内における移動に要する費用
- 6 「準備費」は、準備及び後片付けに要する費用
- 7 「安全費」は、交通管理等に要する費用
- 8 「測量設計費」は、測量、設計に要する費用
- 9 「現場監督費」は、作業が雇用労務により実施される場合の当該雇用される労働者の管理等のために必要な費用
- 10 「社会保険料等」は、現場従業員(※1)及び現場労働者(※2)に係る労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料のうち法定の事業主負担分の掛金とする。
- ※1 現場従事者とは、現場労働者を管理・監督する者その他現場において関節的に事業実行に従事する者をいう。
- ※2 現場労働者とは、事業の実行に必要な作業が雇用労務により実施される場合の当該雇用される労働者をいう。

(別記様式 5－3)

特用林産物生産基盤整備事業(特用林産物販売促進・普及啓発活動) 実行経費

1 事業費明細表

事業種目	経費名称	数量	単位	単価(円)	金額(円)	備考
特用林産物 販売促進・ 普及啓発活 動						
合計						

(注1) 事業種目欄は要領別表の採択要件を参考に記入すること。

2 添付資料

- (1) 事業費が明らかとなるもの(2者以上の見積書等)
- (2) 支払を証明する領収書等
- (3) 資材等カタログ、納入商品写真
- (4) 見学会、講習会等開催状況写真

別紙

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

（収支等命令者）様

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所

〔法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名〕

（ふりがな）

氏 名

生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日

※氏名は本人が自署すること

(参考様式)

財 産 ・ 施 工 管 理 台 帳

市町名	事業実施年度	年度	県補助金名	佐賀県特用林産物生産基盤整備事業				処分の状況			摘要		
事業実施 主体名	事業の内容		工期	総事業費 (円)	負担区分 (円)			処分制限期間		処分の 承認 年月日	処分の 内容		
	機械・施設名 又は工種	構造、規格、 能力等			事業量	施工箇所 又は 設置場所	県費	市町費	その他				耐用年数
合 計													

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
- 4 要領別表の「事業種目:特用林産物生産モデル林整備」の場合は、「処分の状況」の欄は記入不要。